

西ノ島町コミュニティ・アイランド施設指定管理者募集要項

西ノ島町宿泊施設指定管理者募集要項

西ノ島町コミュニティ・アイランド施設及び西ノ島町宿泊施設の指定管理者（管理運営を実施する団体）を併せて募集します。

1. 対象施設の概要

(1) 西ノ島町コミュニティ・アイランド施設

名称 マリンパーク弁天

所在地 西ノ島町大字美田字ニジ920番

施設の概要 別紙「西ノ島町コミュニティ・アイランド施設及び西ノ島町宿泊施設指定管理者仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(2) 西ノ島町宿泊施設

名称 リゾ隠岐ロザージュ

所在地 西ノ島町大字美田940番地

施設の概要 別紙仕様書のとおり。

2. 応募資格

次の要件を満たすものであること。

(1) 団体であること（法人格の有無は問わない）

(2) 団体の代表者が、西ノ島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第9号。以下「規則」という。）第2条第1項第1号から第7号に掲げる各号に該当しないこと。

(3) 団体の人員の数、資産の額、その他経営の規模及び能力があること。

(4) この要項において管理を指定する期間中、安全円滑にマリンパーク弁天及びリゾ隠岐ロザージュを管理運営できること。

3. 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(1) 管理の基準

◇関係法令及び西ノ島町コミュニティ・アイランド施設設置及び管理に関する条例、西ノ島町宿泊施設の設置及び管理に関する条例の規定を遵守すること。

◇施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

◇施設の利用許可及び利用料金の収受を適切に行うこと。

◇業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(2) 業務の範囲

◇施設の利用に関する業務

◇利用料金の徴収業務

◇施設の維持管理に関する業務

※管理の基準・業務の範囲に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

4. 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日の5年間とします。

ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

5. 利用料金

地方自治法第244条の2第8項及び同条第9項に定める利用料金制度（利用料金は指定管理者の収入として収受）を採用します。

6. 前年度における利用者数、決算その他の運営状況

別紙「仕様書」のとおり。

7. その他

リゾ隠岐ロザージュの大広間は、波止地区の災害時の避難所として使用することの協定を締結します。ただし、避難時に要した費用は西ノ島町の負担とします。

8. 申請書提出期間及び提出先、質疑等

(1) 提出期限 平成29年8月25日（金）の午後5時までに郵送又は持参とします。

※郵送の場合、書留郵便により提出してください（期限までに必着とします。）

(2) 提出先 〒684-0302 島根県隠岐郡西ノ島町別府46番地

西ノ島町長 升 谷 健

（所管：西ノ島町観光定住課）

9. 提出書類

申請にあたっては、申込書に以下の書類を添えて提出してください。なお必要と認める場合は追加資料を求めることがあります。

(1) 指定申請書（規則様式第1号）

(2) 規則第3条第2項の各号に規定する申込資格を有することを証する書類（定款、納税証明書、規則様式第2号等）

(3) マリンパーク弁天及びリゾ隠岐ロザージュの管理に関する事業計画及び管理に係る収支計画書（様式は特に定めませんので、申請者で作成してください。）

なお、事業計画及び収支計画は選定の重要な要素となりますので集客方法（企画書等）や算出数値の根拠を明記してください。

※指定管理業務にかかる仕様書を参照の上作成してください。

(4) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における当該団体等の経営状況を説明する書類

(5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における当該団体等の業務内容を説明する書類

10. 質問事項の受付

(1) 受付期間 平成29年8月2日（水）～平成29年8月18日（金）午前中まで

(2) 受付方法 上記8.の(2)宛にファックスで質疑書を提出してください。

ファックス番号 08514-7-8025

1 1. 指定管理料

指定管理料は年間 200 万円以内とし、各年度の収支状況により甲乙協議のうえ、予算の範囲内で定めるものとし、各年度の指定管理料は毎年締結する年度協定において明記します。

なお、指定管理者の経営努力を促すことを目的に、各年度における清算等は以下のとおりとします。

- (1) 年間収支の赤字が指定管理料を下回った場合も指定管理料は原則として清算しない。
- (2) 年間収支で利益が生じた場合は指定管理料を上限として利益の 1/2 を返還する。

1 2. 選定方法

西ノ島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年条例第 29 号）第 4 条に規定する選定方法に基づき、次に掲げる基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図れるもの。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するもの。
- (3) 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図れるもの。
- (4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込のあるもの。
- (5) 利用者の増加が見込まれ安定経営が図れるもの

1 3. 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

1 4. 選定結果

選定結果については、各申請者に文書で通知します。なお、選定された指定管理者の候補者は平成 29 年 9 月の西ノ島町議会の議決を経て指定管理者に決定され、協定を締結する予定です。

1 5. その他

- (1) 指定管理者の候補者が協定締結までに次の事項に該当するに至ったときは、選定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

◇資金事情の悪化等により、業務履行が確実でないとき。

◇著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

- (2) 提出書類はお返しできません。なお、使用は庁内の検討資料に限ります。
- (3) 審査委員会の選定結果に異議の申し立てはできません。
- (4) 提出された書類は情報公開の請求により、開示することがあります。

平成 年 月 日

質 疑 書

西ノ島町長 様

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

担当者氏名 _____

(電 話 : _____)

(F A X : _____)

(施設名 : _____)

質 問 事 項	具 体 的 な 内 容